

会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成31年3月6日(水) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

1番 藤田尚美君

2番 秋山泉君

3番 尾野政子君

4番 甲斐徳之助君

5番 守屋常雄君

6番 杉森弘之君

7番 須藤京子君

8番 黒木のぶ子君

9番 池辺己実夫君

10番 市川圭一君

11番 伊藤裕一君

12番 長田麻美君

13番 山本伸子君

14番 遠藤憲子君

15番 鈴木かずみ君

16番 利根川英雄君

17番 山越守君

18番 板倉香君

19番 柳井哲也君

21番 小松崎伸君

22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 1名

20番 中根利兵衛君

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市民部次長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由紀夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	山 岡 孝 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局 長	滝 本 仁 君
庶務議事課長	野 島 貴 夫 君
庶務議事課長補佐	田 上 洋 子 君
庶務議事課長補佐	飯 田 晴 男 君

平成31年第1回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成31年3月6日(水) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時02分開議

○議長(板倉 香君) おはようございます。

20番中根利兵衛君より欠席の届け出があり、また、10番市川圭一君より遅参の申し出がありました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長(板倉 香君) 初めに、12番長田麻美君。

[12番長田麻美君登壇]

○12番(長田麻美君) おはようございます。日本維新の会、長田麻美でございます。

一般質問3日目、トップバッターでの任期最後の質問となります。

また、執行部の皆様の中でも、今年度で定年をお迎えになる方々も多くいらっしゃると思います。お疲れさまでございます。本当にお世話になりました。少し早いですが、この場をおかりしまして御礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1つ目の質問として、市内保育園の待機児童ゼロを目指す取り組みについて質問をさせていただきます。

2019年10月から、幼児教育・保育の無償化を全面的に実施することが正式に決定されました。日本維新の会が党立ち上げ当初より掲げております教育費の無償化の一部実現ですので、本当に喜ばしいことではありますが、同時に待機児童問題が加速するのではないかと懸念もございます。

現在、待機児童をお持ちの御家庭では、「保育園に入れず、仕事ができないのに、なぜ入園できている家庭の支援が先になるのか」と不満を抱いている声もあることが事実でございます。差別のない子育て環境、教育の充実をより目指すために、この件に関して今まで私も含め多く

の同僚議員も取り上げてきた問題ではありますが、再度質問をさせていただきます。

牛久市においても、現在待機児童が出てしまっている状況が続いておりますが、日々人数の変動があると思います。最新の待機児童数並びに待機児童が出てしまっている理由などについてをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 待機児童の発生する原因は、施設の受け皿不足と保育士不足による受け入れ人数の制限と考えております。

本市の待機児童数は、3月1日現在、国の統計基準では148名で、年齢別ではゼロ歳児が83名、1歳児が33名、2歳児が28名、3歳児が4名と低年齢児で占められており、4歳児、5歳児はおりません。

待機児童の発生原因別では、受け皿不足が104名、保育士不足が44名となっております。

また、平成31年度4月入園においては、2次受け付けまで利用調整が終了しており、こちらの待機児童は国の統計基準で1歳児のみ17名という状況で、全員が保育士不足が原因となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 受け皿不足ということで、大変人気のある園もあると思いますので、そういうことも問題になってきていると思うんですが、保育士不足の原因も多いということですので、そのことについて質問をさせていただきます。

保育士の常勤、非常勤の人数や勤務時間などの状況、不足人数などについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市には4つの公立保育園があり、勤務する保育士は再任用職員を含め常勤職員が20名、非常勤職員が83名おります。非常勤職員の内訳は、1週当たり37時間30分勤務者、これは1日当たり7.5時間、週5日勤務する者でございますが、これが44名、それ以外の短時間勤務者が39名となっており、短時間勤務者は1日当たり2時間から任用しております。

公立保育園の保育士の確保状況ですが、募集人数を抑えるような不足は生じてはおりませんが、1日12時間開園するために必要な保育士は確保していない状況でございます。4月に向けて、1週当たり37時間30分勤務者3名、短時間勤務者7名を募集しております。

常勤職員と非常勤職員の勤務内容につきましては、保育業務としての違いはありませんが、延長や主任保育士という施設を管理運営する者は常勤職員を、クラス担任には常勤職員と1週当たり37時間30分勤務の保育士を配置しております。短時間勤務の者は、早朝保育や延長

保育、クラス担任補助として保育に当たっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 非常勤職員でもクラスの担任を務めている方も多く見受けられます。常勤でなくても、多くの責任と数々の業務をこなしており、また、子供たちのお遊戯会などで使うものや卒園式等式典で使う制作物など、業務後、家に持ち帰り、行っている仕事もあるのではないかと推測もされます。

勤務時間に差があると思いますけれども、非常勤の処遇改善が拡大されました。私としては、給与の違いもありますし、処遇改善は常勤と近いものになってもいいのではないかと考えておりますが、とりあえず現在の新たな処遇改善による効果をどのように考えているか。

また、求人に当たり、県からの制度として、いずれも2年間勤務すると返済免除となる未就学児を持つ保育士や産後休暇、育児休業から復帰した保育士のお子さんの保育料の半額を貸し付けする未就学児保育料貸付制度や、保育士資格を持っている方が保育士の仕事に就職しようとしたときに就職に必要な費用を借り入れられる潜在保育士就職準備金貸付金の制度の利用など、どれくらいあるかについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市保育士等処遇改善事業補助金につきましては、保育士・保育教諭の常勤職員を交付対象に実施してまいりましたが、一月当たり120時間以上勤務する非常勤職員を対象に加える計画で、勤務時間が一月当たり120時間以上150時間未満の者に対し月額5,000円を、150時間以上の者に対して1万円を補助する計画であります。施設の運営においては、非常勤職員の役割も重要であることから、対象の拡大をするものでございます。常勤職員と同様、職員を採用しやすくなる、また現在勤務している職員がやめることなく引き続き勤務してくれることを期待しております。

また、茨城県で実施しております保育士確保策の利用状況でございますが、未就学児のいる復職保育士に対する保育料の貸し付けを、公立保育園ではこれまで5名の保育士が利用しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 今後もますますの処遇改善について行ってほしいと思います。

近年、働き方改革で多くの企業での働き方について問題視がされておりますが、保育士の方の業務も「収入に見合わない」との声も多く聞き及んでおります。保育士の仕事の中で、特に事務作業の多さも問題視されておりますが、どのような状況でしょうか。また、その事務作業を軽減するソフトなどのICTシステム導入などはいかがかについてお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 保育士が行っている事務には、保育日誌や年間計画、月及び週の指導計画や低年齢児の個別指導案の作成、クラス便りの発行や保護者との連絡ノートなどの記入等がございます。多くは直接お子様にかかわっているクラス担任が行っております。

事務の負担の軽減のためICT化を図ることについては、民間保育園では国庫補助事業として平成28年度と平成30年度に実施しており、あわせて10の施設でシステムを導入しております。公立保育園においても、ICT化は事務負担の軽減策として有効と考えておりますので、検討してまいります。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 私は当初この質問をする際、保育士の方以外で事務作業を手伝える方の雇用などについてはどうかと考えておまして、ヒアリングをさせていただき、また今の答弁でもありましたように、幼児の検温記入や連絡帳、また子供たち個人個人の生活の面などのことが多いということで、やはり保育士さんにしかできない仕事であるというふうに御答弁をいただいております。

しかしながら、この問題は常によく保育士さんから耳にすることですので、新たな保育士の雇用促進とともに、現在働いてくれている方々の離職を食いとめる施策も大変重要であると思います。保育士さんたちが働きやすい環境づくりが、より健やかに子供たちが育つ環境づくりへと、そして保護者の方々の安心につながっていくことだと思いますので、処遇改善や事務軽減ですね、ICTシステム導入など、たくさんの面で今後保育士さんへのサポートをしていくお考えをもう一度市長のほうにお伺いをいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在は、保育士ばかりじゃなく学校においてもさまざまな働き方の考え方、そして第一に子供たちがどのようにしてその施設でこれから生活して、健やかに育っていくかということが大きな課題でございます。その課題に向けて、ICT化とか、事務的な簡素化、そしていかに子供たちに寄り添うかということを第一に考えながら、これからの保育園のあり方もおのずといろんな方向で模索される時期であると思います。これからも園の子供たちに寄与するものがあれば、積極的に取り入れたいと思っております。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ありがとうございます。今後のサポートについて積極的に取り組んでいくというお答えをいただきました。

民間保育園ではICT導入がかなり進んでいるというふうに答弁いただいております。公立保育園での導入は、ネット環境などの問題もあり、またソフト導入だととても高額なものも多いということで、なかなか進むのが難しいというふうなヒアリングも行わせていただきました。

けれども、調査研究を重ねていただきまして、なるべく安価で、速やかに入れやすいようなものを探していただければと思います。

それでは、続いて2番目の質問に移らせていただきます。

NPO法人との協働にかかわる基本方針の策定についてでございます。

牛久市が委託しているNPO法人は、現在のところ、牛久市体育施設管理業務委託と、ひたち野うしく小学校プール施設管理業務委託をしている日本スポーツ振興協会と、牛久市体育施設グラウンド管理業務委託のアスク、女化・栄町運動広場及び小学校芝生管理業務のグリーンサポートと4種類、3法人でございます。

まずは、市としてNPO法人と市の協働のあり方をどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） NPO法人と市の協働については、牛久市第3次総合計画後期基本計画（2016～2020）において、第3章「人と人との交流でつくるまち」、第1節「手をつなぎ協力しながら進める市民参加のまちづくり」の中で、協働のまちづくりへの意識醸成を担う主体としてNPO法人を位置づけております。

NPO法人の現状といたしましては、平成31年2月1日現在において、牛久市内のNPO法人数は29あり、活動分野は保健・健康・福祉、学術・文化・芸術・スポーツ、環境保全、まちづくりなど、多岐にわたっております。

これらのNPO法人の設立認証事務については、平成26年度より茨城県から権限移譲を受け、市で認証等の手続や相談業務を行っております。市が直接窓口になったことで、多くのNPO法人から「利便性が向上した」との声をいただいております。

また、県からの依頼に基づき、行政とNPO等との連携・協働事業の実施状況を把握するための調査を年1回実施し、結果を牛久市ホームページにて公開しております。平成29年度の調査によりますと、16部署において合計40事業の連携・協働事業の報告をいただいております。今後とも県と連携しながら、市内のNPOなどとの連携・協働状況の把握に努めるとともに、情報の共有を図ってまいります。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） 人と人との交流でつくるまちづくり、また協働のまちづくりへの意識醸成を担う主体に位置づけをしているとのことですので、もちろん市民のために契約をしているということは明確であります。しかしながら、先日、運動公園プールでの流水問題があり、委託先のNPO法人と裁判にまで発展した件もありました。また、そのNPO法人と5カ年という長い契約に関しても、問題視されているところがございます。この件も踏まえ、今後、市から委託を受けるNPO法人がきちんと事務事業を遂行できるのか、市民のためのNPO法人

であるかなど、審査基準を定め、法人選択、契約について公平性や公正性、市との協働意識を明確にする必要があると考えます。

そこで、NPO法人との協働にかかわる基本方針の策定をすればいかがかと考えますが、市としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 行政とNPO法人等との協働に係る基本方針の策定につきましては、茨城県では平成25年に「茨城県協働推進マニュアル～協働ハンドブック～」を策定しており、NPOと協働する上での基本姿勢や協働の進め方などを記載しております。茨城県以外の市町村においては、武蔵野市、豊川市などで作成したものがありますが、いずれも内容は茨城県の協働ハンドブックの内容と類似しております。

県の協働推進マニュアルによれば、NPOの位置づけは行政や企業だけでは対応できないような社会や地域の課題解決に向けた活動を行う組織として位置づけており、さまざまな具体的な事例に基づく協働のチェックポイントや、協働のパートナーの探し方、協働契約書や終了後の協働事業評価書の様式などが掲載されております。

今後は、このような県の協働推進マニュアルにある内容について広く周知していくとともに、協働についての基本方針の策定については他市町村の取り組み等を注視しながら、基本方針の策定の必要性も含めて調査を続けてまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） ただいまの答弁で、県の協働推進マニュアルには位置づけがされているとの御答弁をいただきました。市町村の中で、この基本方針の策定の事例はまだまだ少ないと思いますけれども、さきに述べましたプールの件など、市とNPOとのこのような問題があった事例も少ないことをごさいます。そして、以前に市長より「市長の任期よりも長い随意契約は問題視している」等の答弁もありました。このことも踏まえまして、先進的に独自に市とNPOのあり方について基本方針策定を考えていくお考えはあるか、再度市長にお伺いいたします。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ただいまのNPOについて、担当課でこれまでのNPOとの契約とかいろんな仕事の依頼がこれでいいのかということを検証しまして、これからの時代に合うNPOのあり方、そして我々発注するほうもこれでいいのかということを検証していきたいと思っていますところをごさいます。先ほどの任期についても、5年という話で、私も一般質問等で答えました、私の任期よりも長い随意契約というのはちょっとなじまないのかなど。そういう中で、今訴訟を起こすような時代となっていることについて、やはりもう一度NPOとのしっ

かりとした検証を行いながら、これからしっかりとマニュアルづくりも必要だと思っております。以上です。

○議長（板倉 香君） 長田麻美君。

○12番（長田麻美君） NPOとの契約について、しっかりと検証をしていると、時代に合わせたものにしていくという御答弁をいただきました。市民からも、不安だったり、そういう疑念を抱かれないような契約に今後きちんとしていただくようにしてほしいと思います。

短い質問になりましたけれども、これで私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で12番長田麻美君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時27分休憩

午前10時42分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、14番遠藤憲子君。

〔14番遠藤憲子君登壇〕

○14番（遠藤憲子君） 日本共産党の遠藤憲子でございます。

通告順に従いまして、一般質問を行ってまいります。

ちょっときょう風邪を引いてしまったので、鼻声で聞きづらいかもしれませんが、よろしく願いいたします。

今回、3項目についてお尋ねをいたします。

初めに、子育て世代の支援の充実に向けて、国民健康保険税の子供の均等割の減免について伺います。

国民健康保険制度は、被保険者であります加入者の多くは現役を退きました年金生活者や自営業者、また非正規の労働者など、比較的所得の低い方たちが対象となっております。所得が低いにもかかわらず、保険料率は被用者保険に比べて高く、国保の加入者の保険料負担も限界に来ております。

国民健康保険料には、世帯の人数1人につき一定額を加算いたします均等割がございます。この均等割によりまして、子供が多い世帯や家族が多い世帯ほど負担が重くなってきております。この仕組みと重過ぎる負担は、明らかに子育て世代に経済的な困難をもたらし、子供の貧困を悪化させる一因とも言われております。子供の均等割の軽減に踏み出す埼玉県のみじみ野

市を初め、現在6つの自治体でこの軽減について取り扱っております。東京都の東大和市、埼玉県ふじみ野市、愛知県の一宮市、赤穂市、福山市、春日井市などが行っています。

被用者保険の場合には、収入に応じまして保険料が計算をされております。会社と労働者が折半をしております、扶養家族が何人であっても保険料、保険税は変わりません。

牛久市の場合、健康保険税は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で構成をされております。先ほど述べました均等割によりまして、家族数が多いほど保険税が高くなっている仕組みとなっております。

そこで、質問をいたします。子供の均等割を減免した場合、18歳未満の子供の人数と費用負担は幾らになるかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 牛久市の国民健康保険の被保険者のうち、18歳未満の被保険者は本年1月末現在で897世帯、1,516人となってございまして、11カ月で122人減少しております。

また、18歳未満の被保険者分として算定される均等割額は、世帯の所得による法定軽減を考慮しない場合、1人当たり1万9,000円を乗じますので、年間で2,880万4,000円となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 子供の均等割の減免につきましては、以前議会で御質問をしております。今御答弁をいただいたのは、18歳未満全ての子供の人数でしたので、例えば第3子を減免した場合の人数と費用負担は幾らになるか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 18歳未満の国民健康保険加入者の人数につきましては、先ほどお答えしたとおりですが、このうち18歳未満で、なおかつ第3子以降の加入者は171人となりますので、これらの方の国保税の均等割額1万9,000円を全額免除としますと、総額で324万9,000円となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、第3子を減免した場合の金額をお示しいただきました。

国民健康保険税、私ども多くの方からお話を伺いますと、大変高いという御意見もいただいております。そこで、国民健康保険の世帯の所得階層で200万円以下の世帯人数と保険税額は幾らになるか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

本年1月末現在で、所得が200万円以下の世帯は1万572世帯で、人数にしますと1万5,377人となります。このうち、18歳未満の人数は888人となります。保険税額は合計で7億6,991万6,800円となりますので、1世帯当たりの保険税額は7万2,826円となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） わかりました。

それで、大体いろいろと国民健康保険税を算出するに当たって、平均を出すことがあると思います。平均で400万円というのはかなり所得が高いほうに入っているのではないかなと思うんですけども、例えばこの400万円の収入で子供2人、小学生、中学生と、それから夫婦、4人ということで保険税は幾らになるか伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 夫婦と子供2人の4人世帯で、収入は夫の給与のみで400万円、持ち家等に係る資産割額を考慮しないものと仮定しまして、夫婦とも年齢が30歳代の場合に課税される国保税は26万5,700円となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、400万円未満ということだったんですが、400万円となりますと以上の中に入るのでしょうけれども、例えば夫婦が40歳の場合、このときにはどのような計算になるかを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

同じ条件で、夫婦とも年齢が40歳代の場合には、国保税に介護分が加算されますので、税額は31万円となります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） なぜこのような質問を細かに伺うかといいますと、やっぱり今国保税が大変高いという、そういうような御意見が私どもにも届いております。年間収入で200万円の方は7万2,826円ですが、400万円ぐらいになりますと、400万円未満では26万円、以上になりますと31万円と、大変高くなりまして、収入に占める国保の割合というのも高くなってくると思います。このようなことから、お子さんのいる世帯にはかなりの負担となっているというふうに私どもは考えております。

さらに、前回質問したときに、子供の均等割の軽減につきましては国の動向を見てという、このような御答弁をいただいておりますが、このままで市の考えは変わっていないのかどうか、その辺を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） お答えいたします。

牛久市の国保税の均等割は、39歳以下または65歳以上の加入者の場合には医療分と後期支援分で1人当たり年間1万9,000円となり、この価格は県内では2番目に低いものでございます。また、40歳から64歳までの加入者の場合につきましても、介護分1万2,000円が加算され、年間で3万1,000円となりますが、これも県内では6番目に低い設定となっております。さらに、世帯の所得によりましては、7割、5割、2割の軽減もかかるようになっております。以上のように、現状における牛久市国保税の均等割額につきましても、他市町村に比べ非常に低い設定となっております。

また、市独自で子供の均等割減免費用を賄うとした場合、その費用負担を他の被保険者あるいは市民全体で負わなければならないという財源の問題も生じます。さらに、軽減することにつきましても、公平性という観点から、広く議論を行い、被保険者の理解を得る必要があるのではないかと思います。

こうしたことから、国保税負担の軽減によって子育て世代を支援するということは慎重に検討せざるを得ないという状況でございます。今後の国の動向と施策の趣旨を踏まえ、国保税の軽減や伸びの抑制など、負担軽減に生かしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 前回質問したのと同じような御答弁であったと思います。

前のときにも質問したと思いますが、2015年1月に全国知事会が国に対して「持続可能な国民健康保険制度構築に向けた緊急要請」、この中で子育て支援の観点から、子供に係る保険料の均等割の軽減を検討することを要求しております。先ほど国保の加入者数を伺いましたが、31年度で2万人を切ったという、担当者との質問のすり合わせのときにも聞きました。さらに、現在10月からの消費税率10%への引き上げによります保育や幼児教育の無償化が行われようとしています。しかし、この無償化も限定的な内容を含んで、多くの課題があります。産み育てやすいように、全国的にも少子化対策をやっていこうというこのときに、子育て世帯の負担を減らす子供の均等割軽減は子育て支援を充実させる有効な方法ではないかと考えます。

昨日の同僚議員の質問にもありましたように、子供の出生数は減少が如実となっており、数字を示されております。少子化がどんどん進めば、労働力の減少だけでなく、経済にも大きな影響を与えると考えます。少子高齢化で、医療費初め社会保障費がふえていくのは避けられませんが、国民皆保険制度が崩れましたら、日本の医療制度は成り立たなくなってしまいます。病院経営ができなくなる、また医療の崩壊、これを防ぐ上でも、国からの公費支援拡充で国保

制度を守らなければならない時期に来ています。先ほど申しました全国知事会や全国市長会でも、制度を維持していくために公費支援の充実を訴えております。子育て応援の牛久市、これをつくるためにも、国の動向を見てからではなく、自治体独自でも子供の均等割軽減の考え、特に多子世帯への減免についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 先ほども申し上げましたが、税の減免につきましては地方税法において災害その他特別な事情がある場合に個々の状況に応じて判断するものということになっております。議員御提案の多子世帯に課税しないということにつきましては、現行制度の中で個別の自治体が財源の問題を抱えながら導入するというのではなくて、議員の御提案にもありましたように知事会、全国市長会、こういったところで要望が出ているとおり、医療保険全体の中であり方を検討するというので、社会保障全体の改革といったものが必要になってくるのかなと思っております。牛久市におきましては国の動向、そういうものを注視してまいりたいと思います。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 地方税法の改正ということなどもありますが、これはインターネットで調べたんですが、東京都の東大和市は同一世帯に18歳以下、高校生以下の加入者が3人以上いる世帯では3人目以降を全額免除、これはふじみ野市と同じだと思います。愛知県の一宮市では、18歳未満の子供がいる世帯では3割を減免する。それから兵庫県の赤穂市では、高校生までの子供3人以上を養育している世帯では、3人目は2分の1減免、4人目以降は全額免除、そういうふうに自治体によって、国の動向云々ではなく、子供に対する保険税のこういう減免というのを実施しております。国の動向、確かにそれはあるかもしれませんが、先ほど言いましたように国保の加入者数が今減ってきているという、こういう現実がある中で、埼玉県のふじみ野市では国民健康保険を支える人数が減っている、今いる方々で子育てをしている世帯が転出を考えたとき、減免制度があれば、何年いようか、もう少しいようかなということも考えてくれるのではないかと、そういうようなことも言うておりました。

牛久は保育にしてもいろいろと充実をさせてきておりますが、何度か国民健康保険税の減免について質問しておりますが、この問題についてはまだ答えが出ていないという状況の中で、やはり今県の統一化、都道府県化ということもありましたけれども、牛久市がこういうところで子育て支援を充実させる、これがやはり「選ばれるまち」、そういうものの一つになるんじゃないかなというふうに思いますが、再度この考えを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長小川茂生君。

○保健福祉部次長（小川茂生君） 国民健康保険、社会保険と、子育て世代の方につきまして

はいろいろな保険に加入しているという事情もございます。こうしたことから、国民健康保険税の軽減によって子育て世代を支援するということは、慎重に検討せざるを得ないということでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、この問題についても引き続き注視をしていきたいというふうに思っております。

続きまして、待機児童対策について伺います。先ほども同僚議員が質問いたしておりますが、待機児童対策です。

保育園をつくってもつくっても待機児童がふえているという状況が出ていると思います。質問の中で、1番目には待機児童、低年齢が多いということが先ほど言われておりますが、保育士不足も待機児童発生の原因となっている、このこともわかりました。そして、3月、4月の状況、平成31年4月には新たに2つの園が開園予定で定員増となりますが、昨年と比較してどうか。現状と対策について伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 本市の待機児童数につきましては、先ほど長田議員にも御答弁したとおりでございますが、国の統計基準で3月1日現在148名で、年齢別ではゼロ歳児が83名、1歳児が33名、2歳児が28名、3歳児が4名と低年齢児で占められている状況でございます。4歳児、5歳児はおりません。

発生原因別では、施設の受け皿不足によるものが104名、保育士不足によるものが44名という状況でございます。

平成30年度に（仮称）認定こども園フレンド幼稚園と小規模保育施設（仮称）せいけい保育園の2つの施設整備を行い、各施設の認可定員は（仮称）フレンド幼稚園ではゼロ歳児が3名、1歳児から5歳児がそれぞれ15名の合計で78名、（仮称）せいけい保育園はゼロ歳児が3名、1歳児と2歳児がそれぞれ8名の合計19名で、合わせまして97名の受け皿整備を行いました。

平成31年4月入園の2次受け付けまでの待機児童の状況は、1歳児のみ17名で、全員が保育士不足によるものとなっております。昨年の同時期であります平成30年4月入園の2次受け付け時の国の統計基準の待機児童数と比較いたしますと、昨年度は68名で、本年度は17名という状況でございますので、51名減少している状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 保育士確保につきまして、先ほど御答弁ございましたが、31年度の予算におけます保育士の処遇改善の補助金ですね、これは先ほど御答弁いただきましたのは

たしか民間保育園の非常勤の方だと思うんですが、保育士の確保につきまして対象拡大、これもあると思いますが、内容についてもう少し詳しく伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 平成31年度予算におけます保育士等処遇改善事業補助金につきましては、平成30年度から保育士・保育教諭の常勤職員のみを対象に、月額1万5,000円の補助を実施してまいりましたが、平成31年度からは非常勤職員を対象に加え、勤務時間が一月当たり120時間以上150時間未満の者に対し月額5,000円を、150時間以上の者に対して月額1万円の補助を行う予定であります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今のは民間の保育園の非常勤の方の改善の内容だと思いますが、この対象人数はどのように考えているのかを伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 対象人数でございますが、予算編成に当たりまして、各保育園から雇用している保育士等の報告をいただいて、積算をしております。内容としましては、来年度採用の見込みを加えた数字で申し上げますと、常勤職員として181人、1万5,000円の補助です。150時間以上の方は10名、月額1万円の補助となります。1カ月120時間以上150時間未満の方は15人、5,000円の補助を予定しております。

現在の30年度の状況を申し上げますと、常勤職員で1万5,000円の補助を本年度から実施しておりますが、実人数で153人の方に補助を実施しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） たしか今年度の予算が3,468万円ですか、今それが予算書にも載っておりますので、その人数から把握をするとこのような人数になるんだろうなというふうに思います。確かに民間の保育士さん、いろいろと働き方改革などにもかかわると思いますけれども、この辺の拡充ができれば、多少なりとも離職率を下げの一つになるかと思っておりますので、この辺についてはよかったですと思います。

続きまして、施設整備について伺います。

待機児童対策といたしましては、保育士の不足解消とあわせて施設整備が必要であると思います。平成31年度以降の施設整備の考えについて伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 保育士不足解消とあわせて施設整備が必要であると考えております。平成31年度におきましては、小規模保育施設1園の施設整備を計画しており、来年4月の開

園に向けて調整を行っているところでございます。

待機児童の多いゼロ歳児から2歳児までの施設を整備し、待機児童の解消を図ってまいりたいと思います。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今市長のほうから31年度以降につきましては小規模保育園ですね、たしか小規模ですと19人以下かなと思いますが、この辺の人数、ゼロ歳から2歳までということなのですが、19人以下なのかどうか確認をしたいと思います。

それと、このように施設整備が進みますが、待機児童がゼロになるのは多分厳しい状況かなと思います。といいますのは、保育士の確保につきまして、先ほど民間の保育園の非常勤の補助金の拡大がありました、保育士さんによりましては扶養の範囲で働きたいという希望の方もいらっしゃると思いました。そういうところの状況も踏まえまして、31年度以降の施設、人数だけを確認したいと思います。あとゼロ歳何人、1歳何人、2歳何人ということ伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 来年度整備を予定しております小規模保育施設でございますが、定員の合計は19名でございます。また、年齢別ではゼロ歳児が3名、1歳児と2歳児がそれぞれ8名であります。この施設整備によりまして、32年度当初は全体の定員が2,109人となる予定でございます。保育士の確保とあわせて施設整備を行い、待機児童を減らしていくということで進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、保育園の施設整備とともに保育士の確保、この問題についても取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、2番目の中学生の平和使節派遣について質問をいたします。

非核平和都市宣言をしておりますこの牛久市です。毎年広島に中学生の平和使節団を派遣いたしまして、平和の大切さとともに平和教育の充実に向けた取り組みをしていると思います。中学生が事前のこの平和学習も含めまして原爆とはどういうものか、原爆投下の事実、悲惨な被害の実態やその後の被爆者の生活実態、暮らしぶりなど、子供たちはじかに語り部の方、そしてまた訪問をした方からつらい体験を聞きながら、現在とは余りにも違うことを学ぶ生きた授業ではないかと考えます。広島から帰ってきてからは、学んだことを市民や校内の集いで発表し、平和のとうとさを伝えるための事業ではなかったのかと考えます。

平成30年度に派遣人数が縮小されております。同じく31年度も縮小の予算編成となっております。そこで、伺います。平成29年度は25人、平成30年度は15人、平成31年度

は15人と派遣人数が縮小されておりますが、縮小した経緯と理由についてお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 中学生の広島平和使節団派遣は、夏休みを利用して、中学2年生を対象に実施しているものであり、平成29年度までは25名の生徒を派遣していましたが、平成30年度より派遣生徒数を15名に見直し、実施しているものです。

見直しに至った経緯についてですが、平成30年度予算編成過程の中で、「最少の経費で最大の効果を求める」との考えのもと、派遣人数と効果の見直しを行ったものです。

最終的には、求められる効果を維持しながら、派遣する人数としては15名で実施することにしましたが、人数を減少させることに伴う影響等については、別途検証していきたいと考えています。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、教育長の御答弁で、最少の経費で最大の効果という御答弁がございました。つまりは経費を削減するということだと思いますね。若い世代が広島に行って体験する、このことで得られるものはやはり大きいと思います。参加した中学生の今後の生き方、生きていく上でも、平和や二度と戦争をしてはならない、このような大きな影響を与えるものと考えます。それこそ生きた平和教育ではないでしょうか。そのことを考えれば、減らすべきではなかったと思いますが、再度明確な理由をお尋ねいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先ほど答弁させていただきましたとおり、同じ効果を求めるならば、経費を縮減する努力をしています。今回の見直しでは、それまでの25名派遣に対して対象生徒数を各校2名の10名とした場合や派遣を隔年で実施した場合などについて、その実効性と効果について検証しました。検証の中で、各校3名いれば成果を持ち帰ることができるのかなということで、15名で実施するというようにした次第です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 明確な理由というか、ちょっとよくわかりませんが、やっぱり子供たちに平和を伝えるというのは、そこに行ってやはり体験をするということが一番の教育ではないかと思います。毎年、決算の附属資料に平和使節団の派遣事業につきまして成果と効果ということも書いてあります。若い世代に命のとうとさや平和を伝える、この項目もきちんとあります。さらに、先日教育委員会からの平成30年度牛久市教育委員会点検評価報告書の中にも、きちんと平和使節団を派遣する事業について評価、そしてまた課題なども書いてあります。こういうふうに継続してずっとこれやってきたということの中で、人数を減らすこ

とによって、やっぱり参加できる子供たちが減らされるということは教育の後退になってしまうのではないかと思います。最大の効果ということでは、いろいろとこの中で出てくると思いますが、成果と効果をどう見るのか伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 本事業は、代表となった中学生が広島市へ派遣され、その生徒が被爆者との交流や平和記念資料館見学を通して、戦争の悲惨さや平和のとうとさについて学び考えたことを、ほかの生徒や保護者、市民に伝え広めることを目的に実施しています。

実際に伝え広める活動としては、市民文化祭でのパネル展示のほか、各中学校の文化祭や学校公開日などに「校内平和の集い」を開催し、「広島への訪問から学んだこと」、そして「これから私たちにできること」をテーマに、ステージ発表を行っています。

今年度より少人数の派遣になったことで、一人一人の責任は重くなって、発表資料もアニメや視覚に訴えるようなものに変ってきました。また、生涯学習センターで行っていた発表を各学校の体育館にしたことで、生徒と保護者や地域の方々との距離が近くなって、生徒の一生懸命さが肌で伝わるようになってきました。さらに、参加生徒と地域の方の座談会を持つ学校もあって、子供たちの学びも深くなったような報告もありました。

広島を訪れる生徒が15名になりましたが、それなりの工夫をすることによって、よい成果も出ているものと思われれます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 一人一人の責任が重くなったということ、それとあらかし方についてはアニメとかそういうような方法、座談会ということもあると思いますが、今の効果ということでは、以前教育長がおっしゃっていたと思いますが、全中学生に「百聞は一見にしかず」と、広島を訪れて平和を体験できる、修学旅行のようなことができれば望ましいというふうにたしか発言をされていたと思います。しかし、財政的な面とか個人の負担などたくさんクリアしなければならない課題があると思いますが、そのことは承知をしております。こういうことで、例えば修学旅行に広島を訪れるということ、教育長の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 修学旅行に各学校の検討をお願いした状況がありますが、ある学校では、PTAの本部会議で相談したところ、「広島もいい体験だね」という意見と、「お金もかかるし、また奈良・京都の魅力も捨てられないですね」「来年度は時間的に無理なので、今度の新入生の保護者会に提案したらどうだろう」という意見もありました。また、別の学校では、実際に修学旅行の業者に来ていただいてPTAの方々に説明していただきました。京都から広島までの新幹線の修学旅行専用列車が走っていないこと、京都から先の特急料金の減免がない

こと、それから、次の日に広島から京都に戻るときに、朝の通勤時間帯は修学旅行生は遠慮していただいているというようなJRからの返答もあって、思った以上のハードルがあるという報告も受けました。そうしたハードルを超えてまで広島を選択する意味を理解していただくためには、実際に学校関係者がそういった観点を持って同行してもらうことも大切だと思いますので、次年度の課題にしていきたいと思います。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） そうですね。たくさんの方たちが一緒に移動するということには、たくさん解決をしなければならぬ課題があるのは今教育長の答弁からもわかりました。確かに中学生の平和使節の派遣は、ほかの自治体でもやっておりますが、牛久市の平和教育の重要な事業だというふうに思います。普通の人々がよく言われておりますが、なぜ戦争に巻き込まれてしまったのか、戦争がなぜ起こったのか、広島に行くことで子供たちが自分たちで平和を考える、このきっかけをつくる大事な事業だと思います。今、世界の流れは武力ではなく話し合いで解決しよう、この方向に進んでおります。アニメの中では「この世界の片隅に」という、大変声高に戦争反対を言っておりませんが、普通の暮らしがなぜ戦争によって奪われていったのかということ、明らかにこういう形で進んでいます。私は市の姿勢として中学生の平和使節団の派遣人数をもとに戻す、これは予算も伴うことなので、もとに戻す考えを再度お尋ねしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 今回、15回目にして私も初めて同行しました。その理由は、この事業が単なる見たり聞いたりするだけの体験になってしまっていないだろうかということもあって、同行しました。本当に一人一人が自分のこととして課題を持っているのだろうか、子供たちが自分が持った課題を本当に深めているような活動になっているのだろうか、最後は子供たちが本当に自分の言葉で発信しているのだろうか。これから平和教育の発信者として本場のリーダーに育ってもらうためには、このプログラムでいいのかといったことも検討したいなと思って、同行しました。今回は15名でしたので、一人一人と十分に会話を交わすこともできました。それぞれの学びの深さに随分違いがあるなということも実感しました。そうした中で、3名がいいのか5名がいいのか、もう一度15名で、これまでのプログラムを少し変更した上で実施して、検討したいと思っています。

また、平和教育ということに関して、広島の体験学習とともに、道徳や国語やさまざまな教育活動を教科横断的にどう絡めて、平和というものを子供たちにどう育てていくかということも考えていきたいと思っています。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今回、市長、教育長が同行されて、子供たちの様子をつぶさに見られたということは大変いいと思います。子供というのは、やっぱり環境によっていろいろと変わると思います。そういう平和を考える環境であれば、当然今の世界のいろいろなこと、今情報社会でありますので、今世界で起きていることが何なのかということは、子供たちも報道だけでなく自分たちで調べるきっかけとなるのが、やはり1つは私は広島原爆の平和使節のあれではないかなというふうに考えるわけです。そこを出発点として、やっぱり子供たちの豊かな感性で平和について学んでいく大事な事業だと思いますので、この辺は要望にとどめておきますが、ぜひ派遣人数、やっぱり1人でも2人でもふえることで発信する力が多くなると思いますので、その辺はぜひ検討いただきたいと思います。このことについては御答弁は結構でございます。

3番目に、防衛省が市町村に求める事務について伺います。

安倍首相の自衛官の募集発言から、自治体への協力要請を求める文書が届いているとも聞きました。大変この問題については危惧するものでございます。

1つ目には、自衛隊法第97条と自衛隊法施行令第120条につきまして伺います。第97条では、募集に関する事務を行うとあります。そして、第120条では資料を求めることができるとしております。広報うしくに自衛隊員募集を載せておりますけれども、現状について伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 自衛隊法第97条では、「市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」ことと定められており、その政令とは自衛隊法施行令第114条から第120条がこれに当たります。そのうち、牛久市では広報宣伝について定めた自衛隊法施行令第119条にのっとり、広報紙への自衛官募集記事の掲載及び市内各施設へのポスター掲示を行っております。本年度は、広報紙へ計6回の掲載をいたしました。また、6月に1回、市内各行政区の掲示板にポスター掲示をしていただくよう依頼をいたしました。

加えて、これらの事務を円滑に行うため、自衛官募集相談員を市長及び自衛隊茨城地方協力本部長の連名により5名委嘱をしております。

また、自衛隊法施行令第120条では、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と定められておりますが、募集対象者情報の取得について、牛久市では自衛隊法第29条及び住民基本台帳法第11条に基づく住民基本台帳の閲覧により手続をされるよう御案内しているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今の御答弁からは、住民基本台帳の閲覧は断ることができない、閲覧をさせているということですが、どの項目について閲覧をさせているのか、さらにはどのくらいの頻度で閲覧をさせているのか、伺います。

○議長（板倉 香君） 市民部次長植田 裕君。

○市民部次長（植田 裕君） 住民基本台帳の閲覧につきましては、住民基本台帳法第11条第1項におきまして、「国又は地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求することができる」と定められておりまして、総務省自治行政局住民制度課長通知では、同法の規定により自衛官等の募集事務に関する閲覧請求ができると示されています。これらのことから、当市におきましては自衛官等の募集事務に関し閲覧を認めております。

住民基本台帳の閲覧状況ですが、平成30年度は平成30年6月19日、20日及び21日の3日間、平成12年4月2日から平成13年4月1日生まれの方の住民基本台帳につきまして、自衛隊茨城地方協力本部が閲覧請求を行っておりまして、住所、氏名、生年月日及び性別の4項目について閲覧をしている状況です。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今、4情報について閲覧をされたということですね。昨年の6月に3日間やったということなんですけれども、今後の対応として政府は「従来、紙媒体などでの資料提供はあくまでも依頼であり、強制力を持つものではない」と、このようにされてきました。2003年4月23日に石破元防衛庁長官は「私どもは依頼をしているわけで、そのことについて答えられないということであれば仕方がない」と答えています。また、2015年3月26日の中谷元防衛大臣は「実施し得る可能な範囲での協力をお願いしている」、このように答弁をされております。今後、データや紙媒体での協力を要請された場合、市としての対応はどうかお尋ねをいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 今後の対応でございますが、平成30年5月15日付で防衛大臣より「自衛官募集等の推進について」として募集対象者情報の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報について紙媒体または電子媒体での提供をするよう依頼がありました。住民基本台帳法第11条において、住民基本台帳の一部の「閲覧」は認められておりますが、その「提供」については触れていないことから、牛久市では住民基本台帳の「閲覧」と「提供」は同一視できないと考え、現状の対応を維持し、募集対象者情報の紙媒体または電子媒体での提供及び年齢要件等による抽出閲覧はせず、引き続き住民基本台帳の閲覧手続による募集対象

者情報の取得を御案内してまいります。以上です。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 住民基本台帳の閲覧のみということで、今現在の牛久市の対応なんです。市の個人情報保護条例との関係ではどうなのか、伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 牛久市個人情報保護条例第10条第2項第6号では、「国等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令等の定める事務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき」は市から保有個人情報を提供できるとの規定がありますが、自衛隊法第97条にある「市町村長が行う政令で定める募集事務の一部」には、募集対象者情報の提供は含まれておりません。

また、現在自衛隊協力本部は住民基本台帳法第11条に基づく閲覧により募集対象者情報の取得を行っており、提供をしないことによって事務の遂行を妨げることにならないため、保有個人情報を提供できる「相当な理由」には当たらないと考えております。

したがって、市といたしましては、住民基本台帳の閲覧による現在の対応を継続してまいります。

○議長（板倉 香君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 個人情報保護条例との関係でも相当な理由に当たらないということで、明確に市の対応について伺うことができました。

今現在、政府は従来の見解と違いまして、強引な手法によりまして名簿の提出を迫り、提出をされた自治体もあると聞いております。自衛隊法施行令第120条では、防衛大臣が自治体に対して自衛官募集に関し紙媒体などで適齢者名簿などの資料の提供を求めることができる、この要請ができるとあるだけで、自治体が応じる義務は規定をされておられません。それだからこそ、自治体がそれぞれの判断で対応しているのが現状です。自治体が応じないからといって、非難をされるということは許されないことは当然でございます。全国で多くの自治体が個人情報やプライバシー権を保護する、この観点から、本人の同意なしの情報提供に依っていないことは当然であります。住民を守る自治体としての責務を遵守していただくことを願いまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で14番遠藤憲子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時37分休憩

午後 1時07分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番市川圭一君が入場しました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、15番鈴木かずみ君。

〔15番鈴木かずみ君登壇〕

○15番（鈴木かずみ君） 日本共産党の鈴木かずみです。

通告に従って、一般質問を進めてまいります。

初めに、1番としまして、認知症にやさしいまちづくりです。

認知症にやさしい社会、認知症とともに暮らせる社会、これは3年前に京都で開かれました第32回アルツハイマー病協会国際会議のテーマでもありました。牛久市では、1月28日から3月末まで、認知症の第一人者である朝田 隆先生の主宰するプロジェクト、長いんですけど、「認知症・フレイル等の予防及び早期対応のための効果的な取り組みに関する調査研究事業」、これが全国初の企業と連携した形で行われております。初日に市長も御挨拶されておりましたが、私も参加してまいりました。会場は立ち見が出るほどの盛況で、しかも出席できた人は抽せんで当たった人です。認知症への関心の高さが伝わってきました。朝田先生は、「高齢化を背景に、我が国において認知症患者は予備軍を含めて1,000万人に達し、国民的課題となっています。認知症は、発症すると治癒は難しいですが、前段階のMC I（軽度認知症）の段階であれば、トレーニングで十分予防が可能です」とおっしゃっていました。

厚労省は、2025年には5人に1人が認知症になるという計算のもと、国家戦略として新オレンジプランを策定しました。2018年までに認知症初期集中支援チームを全市町村に設置するとしていました。私は、2016年の6月議会で認知症対策として認知症初期集中支援チームの進捗状況について質問をいたしました。後ほど取り組みの実績などについてもお聞きしたいと思います。

また、認知症についてのさまざまな取り組みもされてきていることは承知しております。しかし、新オレンジプランの中にもう一つの大事な課題がありました。特に今大きな課題になっているのが、診断前後から介護保険サービスを実際に必要とするまでの間の初期の空白の期間の問題です。この図をごらんになっていただきたいと思いますが、縦線が本人の状態ですね。そして、発症した時点から右側が終末の時期となります。何も手当てをしないと、この青い線のように急激に下がってきます。しかし、本人を重点とした地域生活支援があると、本人がよりよい状態・経過で暮らしていけるということで、この赤い線のようになっていくわけですね。この最初の時点でどういう対応をするかということが大変大きな課題となっているわけです。

この空白の期間は、本来、本人がさまざまな心身の力を持っていて、自分なりの生活を維持することが可能な期間です。しかし、本人からすると、ちょっとした支援がないために生活の支障や不安が重なり、孤立や心身・生活状態の悪化が急速に進んでしまうおそれがある、要注目の期間であるということです。この空白の期間の解消は、これまで余り問題にされてこなかったわけですが、これから認知症問題に取り組む焦点となってくるのではないかと思います。本人、そして家族、そして地域全体にとっての最重要課題ではないかと考え、幾つかの質問をいたします。

まず、認知症にやさしいまちづくりの取り組みとして、これまで取り組んできた到達点を確認したいと思います。現状と取り組みについてお聞きします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 全国的に認知症の人の増加が見込まれる中、認知症の人が認知症とともによりよく生きていけるよう、さまざまな環境整備が必要となります。市では、地域全体で認知症の人を支える基盤をつくるために、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者を育成することが重要と考えております。

このため、平成18年度より認知症サポーターの養成を進めており、認知症サポーター養成講座は平成31年2月末現在で延べ1万4,901人が受講しております。地域の中に認知症サポーターが多くいることは、自分や家族の認知症の初期症状の早期発見や早期受診につながるだけでなく、周囲の方々にとっても相談しやすい環境となるため、認知症に優しいまちづくりは少しずつではありますが進んできている状況です。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 少しずつ取り組みが進んできているということですが、新オレンジプランの中で特に集中的に行われていることは、認知症初期集中支援チームの取り組みであります。早期診断・早期治療のためとして、条件を40歳以上であること、在宅であること、また認知症の症状があることなどとしております。牛久市では、さきの同僚議員への答弁を聞いていて、平成30年度に3件ということでしたが、多いか少ないかは問題ではなく、どのような効果があらわれているのかが大事な点ではないかと思いました。また、こうした取り組みは非常に重要であり、特に若年性の初期段階での対応に期待するところです。

しかし、さきにお話ししました認知症初期集中支援チームが本人をサポートする体制になっているかという点から見ると、まだまだ厳しい状況ではないかと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 認知症初期集中支援チームは、厚生労働省が策定しました

認知症施策推進総合戦略、通称、新オレンジプランで示された事業の一つであります。

新オレンジプランは、「認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指しており、牛久市では平成29年10月から社会福祉協議会へ委託し、事業を開始いたしました。

認知症初期集中支援チームは、認知症の早期診断・早期対応を目的としており、家族の相談等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を、医療・介護の専門職が訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などを包括的、集中的に行うものです。

医師と保健師、社会福祉士の3名が1チームとなり、適切な支援を検討、実施することで、落ちついて安全な生活を継続できるよう、認知症の方本人とその家族の視点に立ち、検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） それでは、認知症初期集中支援チームの取り組みの実績ですが、具体的にどのような効果があらわれているのかについて伺いたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 牛久市における認知症初期集中支援事業は、先ほどお答えしましたように平成29年10月から始まりまして、現在までの支援対象者数は平成29年度3名、平成30年度3名となっております。このうち、3名の方が医療機関につながり、経過観察期間を経て、支援の終了となっております。以上となります。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 効果と言うとなかなかその辺は難しい部分もあるかとは思いますが、今後、認知症本人についての支援の取り組みについてなんですが、これまでの施策はどちらかというと介護者、家族などの支援が中心だったのではないかとと思われるところです。これからの喫緊の課題としては、認知症本人の声を全ての取り組みの起点に据えるということが重要と考えますが、市としてどう捉えるのかお聞きしたいと思います。

認知症本人についての取り組みは、全国でも進められておりますけれども、一番衝撃的だったのは、さきの京都での国際会議の中で、46歳でアルツハイマーになり、オーストラリア政府元高官のクリスティーン・ブライデンさん、当時68歳でしたから今は70歳を超えているでしょうか。病と闘いながら、講演をしたり、世界をめぐる話をされている姿でございました。日本でも39歳で若年性アルツハイマー型認知症と診断された仙台の丹野智文さん、今は46歳でしょうかね。不安を超えながら、活動をしていらっしゃいます。テレビやマスコミでも取り上げられていることなど、皆さんも御承知のことと思います。

このオーストラリア在住のクリスティーン・ブライデンさんは、「私に関することは、どん

なことでも最初に私に聞いてください。私のことを私抜きに決めないでください、これが強いメッセージであります。なかなか今までそういう視点で認知症問題を捉えてくることはなかったわけですが、そういうことも含めて、市としてどう捉えているか、お聞きしたいと思いません。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 厚生労働省が策定いたしました新オレンジプランによりますと、国内の認知症の人の数はふえ続け、いわゆる団塊の世代が75歳となる2025年に認知症の人は約700万人前後になり、その割合は高齢者の約5人に1人となると見込まれております。さらに、認知症の予備軍であります軽度認知障害とされる人も合わせますと、高齢者の4人に1人が認知症の人またはその予備軍とも言われております。

このように、認知症は既に身近な問題になっているにもかかわらず、その理解はいまだに十分ではない現状であり、地域全体で今から自分に置きかえて考えていく必要があるということ認識することが重要であると考えております。

市といたしましては、新オレンジプランが認知症の人の意思が尊重されることを基本的な考えとして策定していることを踏まえ、市のさまざまな認知症施策にも反映してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） これからのさまざまな認知症施策に反映させていきたいという答弁でございました。

認知症本人についての支援の取り組みについては、実際には大変難しい側面もあろうかと思えます。しかし、本人にとっては自分が認知症になっているのではないかという大きな不安感、自分の人生はもう終わってしまうのかという絶望感が、鬱状態となり、家族にさえ相談しようとしないう、周囲から閉じこもっていくという負の連鎖がいや応なく起きてしまいます。そんなまさに本人の空白の期間に対する支援が適切にされれば、急激に落ちていくことなく、地域とともに暮らせる期間が長くなり、幸せに生きることができるわけです。

体験者として、今思えば家族として適切な対応はできていなかったのではないかと、目の前の現象にあたふたし、やっとたどり着いた朝田先生の診断は初期。間もなく中期。その進行の早さに驚くばかりで、介護施設に助けられることになりました。診断が出るか出ないかの時点で、本人がともに話せる場があれば、もっと気持ちを楽にして過ごせたのではないかと。本人を中心とした支援の必要性を実感するものです。

全国の自治体での取り組みも、ほとんど進んではない状況でもあるかと思えます。約2割の自治体で積極的な取り組みが行われてきていると聞いております。新オレンジプランの中で

も、本人の意思の尊重、本人の視点の重視、これがキーワードとなっています。こうした新しい方針をどう受けとめていくのか。本人の声を起点にして、暮らしやすいまちをつくるために、今ある場、さまざまな場があると思いますが、そうした取り組みなどを生かしながら、地域支援体制づくりを行っていくことが求められているのではないのでしょうか。

市の取り組みとして、現在ある場といいますとサービス、それから介護保険関係の施設等もあるかと思います。そういう中でも、本人の声を聞ける場があるわけですね。まちの中、地域、保健医療関係、介護関係、認知症関係等々、それらの中で本人の声を起点にする取り組みを行うということで、スケールを大きく、地域社会の意識を変えていけるのではないかと考えるところです。

自治体の取り組みとしては、財政面からも見ていかななくてはならないと考えますけれども、実際に例えば要介護3、グループホーム等に入所した場合、介護保険費用と利用者負担を合わせて年間約600万円近くなるわけですね。これは1人の労働者の年間賃金に匹敵することとなります。そうしたことから、少しでも市の取り組みということもクローズアップされてくるのではないかと思います。

その中で、具体的な取り組みとして、1つは本人ガイドというのがあるわけですが、厚労省のホームページからダウンロードできるこうしたガイドがあるわけですが、これは誰でも印刷して、つくこともできるわけですね。市としてこういうことをつくっていくというのは大変ある意味簡単なことではないかと思うんですが、そうした取り組み。

そして、もう一つは市の相談窓口の対応ですね。これまではやっぱり介護者中心の相談だったのではないかと思います。そこに本人の視点、本人を中心とした相談の視点の窓口をつくっていくということも一つにはできるかと思います。

そして3点目には、ケアパスがつくられていますけれども、その中にやはり本人支援ということが抜けているのではないかと思います。本人支援を追加して、ケアパスを補強していく、こうしたことなどはそんなに大変な……、大変ではあるかもしれませんが、やっていけるのではないかなと思います。こうした市の取り組みについてもお伺いをしたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 認知症本人という視点で取り組んでいる事例といたしましては、各都道府県で活動しております「認知症のひとと家族の会」で「若年認知症本人のつどい」を開催している支部があり、今年度は3月に全国18カ所で開催される予定とのことです。

なお、「認知症のひとと家族の会」茨城県支部においては、年3回、本人交流会をひたち野リフレで開催しており、毎回御本人は5人程度参加しているとのことです。

以上のように、現在は認知症の人に関する活動は民間団体を中心となっておりますが、市と

いたしましてもさまざまな機会を捉え、施策の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、認知症本人という視点につきましては、市の窓口におきましても新たな視点となりますので、まずは今答弁いたしました「認知症の人と家族の会」茨城県支部で本人交流会を3月16日に開催する予定とのことですので、高齢福祉課の担当職員も参加させていただくことといたしました。まずはこのような研修で職員も新たな視点を培い、ケアパスなどの充実にも生かしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） これを契機に、市としてさまざまな機会を捉えて施策の充実を図っていかれるかと思いますが、そこところは非常に大事な視点なのではないかと考えます。本人、本人と言いましても、どこから手をつけていいのかという戸惑いもあるかと思いますが、既にさまざまな介護関係、医療関係での取り組みの中に、本人の支援というキーワードを入れていくことによって、目からうろこの世界が開かれるかもしれません。非常に多くの市民の安心感にもつながると考えます。ぜひとも積極的に取り組んでいっていただきたいと思います。

このテーマの最後になりますが、本人会議または本人ミーティングと言われることについてです。

近年、各地で本人ミーティングが広がってきているようです。ミーティングと言ってもいろんな言い方もあるようですが、ここでは本人ミーティングと言わせていただきます。認知症本人が集い、本人同士が主になって、みずからの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。集って楽しいということに加えて、本人だからこそ気づく意見、本人同士で語り合って、それらを地域に伝えていくための集まりとなります。特に認知症の診断直後の人、初期段階の人が早期につながり、前向きに暮らしていくための大切な足場になります。これは初期の空白の期間の解消になり、認知症地域支援体制づくりを進めていくための核となる取り組みです。

厚労省のホームページで、本人ミーティング開催ガイドが検索できるようになっています。また、独立行政法人東京都長寿医療センター発行の「本人を起点とした認知症地域支援体制づくりガイド」、これは市町村向けですね。「本人にとってのよりよい暮らしガイド」、こうしたものも整備されています。自治体での活用について、先ほども申しましたが、これらをどんどん印刷して、本人や地域に配付をして活用を図ってほしいとありますので、これらを参考にしながら、少しでも取り組みを広げていくという考えについてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 先ほど答弁いたしましたとおり、現在「認知症の人と家族の会」茨城県支部において、本人交流会を年3回、ひたち野リフレで開催しております。この

交流会は、近隣市町村に住む認知症の方御本人とその家族が参加し、認知症本人グループと家族グループにそれぞれ分かれ、同じ空間内ではありますが、離れた場所で語り合いをしています。

また、毎月実施しております「オレンジカフェ」においても、認知症の方御本人が先生役となって、得意とする分野を参加者の前で披露し、本人の自信につながるような取り組みも行っております。このオレンジカフェがきっかけで、認知症本人の方が講師の依頼を受け、講義を行ったという事例もございます。

なお、オレンジカフェには市の職員や地域包括支援センター職員も参加し、認知症の人とその家族の方、ボランティアの方々と接することで、御本人や家族のお気持ちに触れる機会を持っており、今後の施策に生かしていきたいと考えております。

御提案のありました「本人にとってのよりよい暮らしガイド」につきましては、現在配付は行っておりませんが、認知症の人の視点を重視し、経験談も盛り込まれて、大変読みやすく作成されている冊子でございます。どのような場所やタイミングでお渡しするかなど、活用方法については今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） この本人の問題というのは、これからの長寿社会の中で私たち自身の問題となってくることであると思います。今既に行っているところ、また地域、介護施設等で、医療関係で、自治体ならではのスケールの大きい取り組みで、1人でも多くの人を救っていただきたいということを申し添えまして、次の質問に入ります。

2点目は、介護施設の整備状況と今後についてです。

認知症等の症状が進んだり、身体の病状が進んだ場合など、家では介護できなくなった場合、介護施設のお世話になることとなります。現在の待機者数について、施設ごとにかねばお示ししたいと思います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 介護施設の待機者数についてでございますが、全ての介護施設の待機者数は把握しておりませんが、平成30年4月1日時点におきます牛久市民の待機者数は、市内特別養護老人ホームが112名、認知症高齢者グループホームが69名待機しているという状況でございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久市では第7期の介護保険事業計画がありますけれども、その計画と必要性についての見解を伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 第7期介護保険事業計画におきます介護基盤整備といたしまして、入所待機者数が多い介護施設の種類及び各小学校区のニーズ調査結果等から必要とされる介護施設を検討いたしました結果、広域型特別養護老人ホーム（利用定員70名）を奥野小学校区に1カ所、地域密着型の特別養護老人ホーム（利用定員29名）を岡田小学校区に1カ所、認知症高齢者グループホーム（利用定員18名）を牛久小学校区に1カ所、小規模多機能型居宅介護（登録定員29名）を牛久第二小学校区に1カ所、未整備の小学校区域から優先的に整備する方針で、計画を決定いたしました。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 第7期の中で4カ所の設定がされているわけですが、なかなかそれが思うようにいかないという部分もあるのではないかと思います。現状と今後の見通しについて伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 第7期介護保険事業計画に盛り込みました整備計画の現状についてでございますが、広域型特別養護老人ホームは奥野小学校区域内において開設事業者を平成30年5月21日から6月8日までの期間で公募受け付けを実施いたしました。選定委員会の結果、（仮称）柏章会を市の意見書交付先事業者として選定しております。現在は、茨城県において柏章会の整備計画の審査がされている最中でございます。

また、地域密着型サービス施設であります特別養護老人ホーム1カ所、認知症高齢者グループホーム1カ所、小規模多機能型居宅介護1カ所の公募につきましては、平成30年12月17日から平成31年1月11日まで受け付けいたしました結果、地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護につきましては応募がなく、認知症高齢者グループホームのみ応募が1件ありましたが、応募後、取り下げがされたため、結果的には全て応募なしという状況になりました。

今後、再度の地域密着型サービス施設の公募方法やその時期等について、介護保険運営協議会に諮りながら、整備計画を作成してまいりたいと存じます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） なかなか計画どおりにいけないというように思われるわけですが、その要因についてはどのように捉えているのか、伺います。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 第7期介護保険事業計画に基づく今回の公募結果の検証をいたしましたところ、地域密着型サービスの整備計画でありますために、小規模な事業運営となることから、小規模特養、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護、それぞ

れ単体での運営では安定した経営が難しいという声が事業者より聞かれました。今回は、それぞれのサービスを単体で整備することを条件に募集したことが一つの要因であると考えております。

今後は、各サービスの併設整備を可能とするなど、公募の方法を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 公募の要件が難しかったということなんですけれども、私も施設を経営していらっしゃる方にお話を伺ったときには、やはり働く人、介護従事者の人が集まらない、それがすごい大問題で、それによって進まない部分が大変大きいというふうに伺ったわけなんです。介護従事者の処遇改善、これも大変大きな問題として背景にあるのではないかと思います。介護の仕事に希望を持ってついても、仕事のきつさに比例した報酬がなく、大変厳しいと。子供の学費がかかるようになって、やむなく転職をせざるを得ないという話も聞きました。

牛久市の介護保険の基金は約16億円ですか、たまってきており、なかなか施設整備がいかないというところではどんどんたまってしまうということもあるかと思いますが、特に事業者の募集に応えられない状況等も出てきているのかと思います。これらのニーズを考えると、大変厳しいものを感じます。ここで安倍政権のことを言いたいわけなんです。安倍政権の言う働き方改革、これは福祉の現場には届いていないということを私は感じるものです。軍備の爆買いではなくて、福祉に大いに予算を回さなければ解決に至らないのではと、介護の現場からも痛切に思うところです。

次に、墓地の整備について伺います。

1つは、市民ニーズに対応するためにこれまでも市営墓地や共同墓地の整備について質問をしてまいりましたが、安く購入したいという市民のニーズに対して市の考え、再度確認したいと思います。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

墓地の整備についてですが、以前より市営墓地の整備についての御質問にお答えしてまいりましたが、当市には宗教法人による墓地や共同墓地など約200カ所の民間墓地があり、また宗教・宗派を問わず、墓地利用開始後も改宗する必要がない大規模霊園には、2万区画以上の余裕がございます。さらに、この大規模霊園の形態は、一般的な先祖代々の墓所だけではなく、昨今の状況に合わせて個人墓、夫婦墓、合葬墓が整備されております。

永代使用料等の入手費用等につきましても、昨年第3回定例会で黒木議員にお答えいたしま

したように、現在では公営墓地と民間墓地との価格差はほとんどない状況でございます。

以上のことから、当市においては公共墓地を計画する予定はございません。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 次に、民間との連携についてですけれども、現状では市営墓地の設営はないという市の見解、これまでも答弁されておりますが、今もそういう答弁でございました。今後について、民間施設との連携などを考えているのかということですね。例えば民間の墓地の中でも牛久市民に対する優遇制度などが考えられると思いますが、その点はどうかということについて伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 民間墓地との連携でございますが、市内の大規模霊園について、昭和63年に牛久市が経営を許可した際に「牛久市民には1,000区画を優先し、その分譲価格についても優遇的処置を考慮する」という指導要件がありました。しかし、現在その優先枠は全て販売済みとなっておりますので、再度、牛久市民の利用に際し、価格等の優遇制度を創設していただけるよう、要望を行う予定でございます。

ちなみに、大規模霊園の利用状況ですが、平成29年末現在、全体で1万3,380件の利用があり、そのうち牛久市民の利用は2,117件で、約16%の利用率となっております。

また、鈴木議員におきましては、過日の県南水道議会において、ことしの4月には立候補しない旨を聞きました。鈴木さんと私は年は違いますが同期でございまして、いろいろ御指導いただいたことを改めて感謝申し上げます。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 思わぬ市長からのメッセージ、ありがとうございます。

ただいまの市長答弁の中では、民間墓地での牛久市民への価格等の優遇制度を市として要望していくということでした。牛久には他の自治体にはない、世界で最も大きな大仏を控える牛久浄苑があるということ、開設当初、その中に牛久市民の特別枠が1,000区画あったということでした。今後においては、市民ニーズに合わせて個人墓、夫婦墓、それから合葬墓なども準備されているとのことで、市民ニーズが非常に多様化してきていることから、こういうことは市民にとって大変朗報ではないでしょうか。民間との連携で市民要望が実現できれば、それはそれとして喜ばしいことではないかと思えます。市として、民間、特に巨大な施設、牛久浄苑等に、議会でもたびたび質問等されておりますが、そうしたことを伝えていただいたのでしょうか。連携の取り組みに至った経緯をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（板倉 香君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 再度の御質問にお答えいたします。

墓地についての質問につきましては、以前から村松議員であるとか黒木議員、鈴木議員、あとエンディングノートとか終活の御質問で秋山議員からも御質問を頂戴しています。市としては、先ほど申し上げたとおり公営墓地の整備は行わないという回答をさせていただいておりますが、数々の御質問にあったとおり、市民のお墓に対するニーズは多様化しております、安価な墓地が求められているということは市としても理解しております。これまで議会での御質問を受けまして、市内外の幾つかの墓地経営者に入手の条件や価格についての調査をさせていただいたところ、市内においては宗教・宗派を問わず入手でき、入手後も宗教・宗派を問わない、入ってからも宗教とか宗派を問われない墓地は、私どものほうでは先ほど大規模墓地と申し上げたんですが、牛久浄苑さんという名前が出ておりますので、牛久浄苑だけという調査結果になっております。

牛久浄苑さんは、先ほど市長が答弁したとおり、昭和63年、この施設をつくる際に市が許可をした条件の中に牛久市民に対して特別枠として1,000区画を優先するという事項がありました。現在は、既にその区画全てが埋まっているという状況です。ただ、こういった現況に対しまして、牛久浄苑さんと私どものほうで何度かお話をさせていただきまして、何とか優遇制度のようなものが設けられればというお話が双方からありまして、考えていこうということで先ほどの優遇制度を設けるという要望を出そうという形になっています、今のところ。内容につきましては、まだちょっとお話できるような内容ではないんですが、この大規模霊園が牛久市に立地していることから、そこの市民に対しての優遇制度をつくるということはやぶさかではないというお返事をいただいておりますので、多分実現できると思いますので、進めたいと考えております。

民間との連携、特に墓地供給になりますと政教分離という原則がございますので、連携するのは結構難しいことではあるというふうに私どものほうでは認識しています。ただ、先ほども触れましたとおり、牛久浄苑さんのほうの墓地については公共性というのが認められると思いますので、今後も開園当時の指導要件であった1,000区画のようなものが実現できればと考えておりますので、現在調整に向けて協議を進めているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 鈴木かずみ君。

○15番（鈴木かずみ君） 牛久の位置する立地条件等も含めて、大変よい方向に行くのではないかと期待をすところでございます。

これをもちまして、5期20年、80回目の一般質問を終わります。

今期をもちまして引退するに当たり、一言述べさせていただきたいと思います。

これまで市民の皆様には背中を押されて、この場に立ち、数々の市民要望を取り上げさせていただきました。乳幼児の医療費の無料化等から始まり、18歳までの拡大、学校の冷暖房完備

などは、全国、県内でも先進的に実現できました。ぶどう園踏切の拡幅、三中前の通学路の整備等々、暮らしやすいまちを目指して、また今回は高齢者にとって喫緊の課題であるところの認知症問題、そしてお墓の問題、まさに揺りかごから墓場まで、市民の願いを届けてまいりました。なかなか聞き入れていただけない問題もありましたが、積極的に受けとめていただいた問題も多く、市長初め執行部の皆さんの御努力に、市民を代表して感謝の言葉を添えたいと思います。

個人的には、とても人の言うことに反論するなど私の辞書にはありませんでしたが、議員の仕事はそんなことは許されませんでした。何よりも市民が後ろについているという気持ちで、市民のためには言いたいことを言わなければなりません。特に前市長とのバトル、これは大変印象に残っており、私を大いに強く鍛えてくれることになりました。

議員の皆様は、時には敵となり、時には仲間となり、それぞれの立場で議論を闘わせてまいりました。議員不要論や公務員バッシングなどが吹き荒れる中、公務員が真面目に働く姿も見えてまいりました。議員の皆様は、再選された暁には市民要望の実現と議会としての役割、チェック機能を果たすべく、よろしく願いをいたします。

今後の牛久市は、エスカード問題、牛久シャトー等々の問題を抱えており、また高齢化、人口減少など大変厳しい課題が迫っております。しかし、国の悪政が市民を押し潰そうとするときは、何としても市民生活を守る防波堤になっていただきたいと考えています。今後の皆様方の御健闘に御期待申し上げ、私も一市民として微力を尽くしてまいりたいと考えております。

さきに引退をした元横綱稀勢の里の言葉をかりれば、「我が20年の議員生活に一片の悔いなし」というところでしょうか。皆様、本当にありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で15番鈴木かずみ君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時05分といたします。

午後1時54分休憩

午後2時07分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番杉森弘之君。

〔6番杉森弘之君登壇〕

○6番（杉森弘之君） 改めまして、こんにちは。市民クラブの杉森弘之です。

私の質問は3つです。一問一答で質問いたしますので、よろしく願いいたします。

質問の第1は、東海村原子力施設事故時の対応についてであります。特に再稼働があった場

合だけでなく、危険な東海第二原発と再処理施設について質問いたします。

本日は3月6日。あと5日で3月11日。東日本大震災と福島第一原発事故から8年がたとうとしております。震災で犠牲になった方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、安倍首相による無責任な棄民政策によって、現在も絶望的な避難生活を送る被曝地避難者や、さらに安倍首相による事実上の強制的帰還政策によって、高レベル放射線被曝を強いられている被災者、被害者の方々に思いをはせ、ともに避難者、被災者、被害者の生活と権利を守るために、戦う決意を新たにします。

8年たった現在も、福島第一原発事故発生に伴い発令された原子力緊急事態宣言は解除されておりません。そして、この緊急事態を名目に、本来許容される放射線被曝の線量が原子力関連施設などでも厳格に年間1ミリシーベルト未満に守られているものを、その20倍の20ミリシーベルトまで許容させるという非常事態、さらにそのような異常事態を前提に、高レベル放射線被曝を強いる帰還政策が強行されているのであります。

さて、報道によれば、日本原子力発電、いわゆる原電の村松 衛社長は、2月22日に突然茨城県と原子力所在地域懇談会6市村のうちの東海村、水戸市を訪れ、各首長に東海第二原発の再稼働を目指す意向を表明しました。これに対し、大井川和彦県知事は、県独自で安全性を検証する県原子力安全対策委員会の判断が示される前にこのような意向表明をしたことに、県を軽視しているとも思える不適切な対応だと批判したそうであります。さらに、2月28日には原電と6市村が会合し、1市村でも反対があれば先に進めないこと、原電と6市村で構成する事務レベルの連絡協議会を設置すること、住民の避難計画などを改めて検討する場を設けることなどを確認したといえます。山田 修東海村村長が語っているように、「原電が一方的に前に進むイメージが強い。協定に基づき協議されていくのか、危機感を持った。自治体と原電の間で信頼関係ができていない」と言ったそうですが、まさしく実感ではないかと思います。

ところで、昨年12月の定例会で、私は総務常任委員会で視察に行った篠山市が、原発から30キロメートル圏外の56キロメートルの位置にありながら、2011年の福島第一原発事故で原発から30キロメートル圏外の47キロメートルにある飯舘村が全村避難となったこと等を教訓に、独自の原子力災害対策をとっていることを紹介しました。そして、住民の生命と財産を守る責務を持つ自治体として、牛久市も東海第二原発から65キロメートルであり、篠山市に学び、独自の対策を考えるべきではないかと質問しました。それに対する執行部の答弁は、「当市においては、他市町村への避難計画はありませんが、重大な原発事故が発生した場合、放射性プルームの通過に伴う放射能汚染のおそれがあることから、必要に応じて屋内退避の措置を投じることを現在のところは想定しています」と答弁されました。この答弁には、屋内退避という問題、放射性プルームの問題について少々誤解があるのではないかとおもわれま

すので、改めて質問いたします。

もともと屋内退避というのは、国際原子力機関 I A E A でも「原子力事故の際に緊急避難できない住民は、差し当たり屋内退避を実施するしかない」とするもので、避難できないから屋内退避なのであって、屋内退避に積極的な意味はありません。原子力事故の発生を知った段階で、とっとと逃げるといふ篠山市の考え方こそ最も正しい方法でございます。

また、答弁では放射性プルーム、放射性雲とも言われます、の通過に伴う放射能汚染のおそれがあることから、必要に応じて屋内退避の措置を講じるとしていますが、放射性プルームの通過を一過性のもののように捉えているようにも感じられます。しかし、福島第一原発事故でも放射性プルームは3月11日の事故発生時以降、3月15日と21日をピークに、東北南部や関東に向けて連日幅広く拡散していたことが確認されています。3月11日その日にピークになったのではなく、4日後の15日と10日後の21日にピークになったのであります。つまり、事故を知って屋内退避などをしても意味はない。むしろその後徐々に放射能濃度を増す放射性プルームが断続的に飛来してくるのを待っているようなことにもなりかねません。実際、先述の飯舘村は、計画的避難区域と指定されていたにもかかわらず、計画的避難が開始されたのは2カ月以上も後でありました。その間、村民の8割以上は自主的避難をしていたとも言われています。特に福島第一原発は牛久市から約180キロメートルあるのに対し、東海第二原発は65キロメートルの近さであり、屋内退避の非合理性を強く感じますが、この点に関し執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 原子力施設の事故等により放射性物質が大気中に放出された場合には、その微細な放射性物質がいわゆる放射性プルームを形成し、風に流されることによって遠隔地へ放射性物質を飛散させることが知られております。

なお、放射性プルームが到達した場合、空間放射線量は急激に上昇しますが、その後、地表に沈着した一部の放射性物質の影響はあるものの、プルームの通過後には空間放射線量率は短時間のうちに減少すると言われております。

しかし、緊急時には放射性プルーム通過時における防護措置が必要な範囲を特定したり、防護措置のタイミングを正確に予測したりすることは非常に困難であることから、事故などの規模にもよりますが、プルームによる市民の無用な汚染を防止する観点から、予防的に屋内退避を実施する場合もあると想定しているところです。

いずれにしろ、放射線被曝を避けるためには放射線を浴びない、また放射性物質を体内に取り込まないようにすることが重要となりますので、必要に応じて屋内退避を実施する考えでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 次に、屋内退避が被害を減らすことになるかについて質問します。この場合、被害とは被曝を意味します。

環境経済研究所の上岡直見氏によれば、政府の原子力災害対策指針は2014年になってUPZ緊急時防護措置準備区域において、避難でなく屋内退避を主とする方向に転換したといえます。UPZを30キロメートル圏内と決めてしまった結果、その後の避難シミュレーション段階となって「UPZの迅速な避難は困難」という結果が出そろう、UPZは屋内退避を前提とせざるを得なくなったからだと思われると述べています。

原子力規制委員会は、屋内退避により、吸入による内部被曝を木造家屋においては4分の1程度、機密性の高いコンクリート建屋のような施設においては20分の1程度に抑えることができるとしています。しかし、原子力災害発生時において、プルームの放出時期を事前に予測することは不可能であると述べているのであります。プルームがいつどこにどのように来るかということを実前に予測することは不可能である、こう述べているのであります。そう述べながら屋内退避を指示することは、飯舘村のようにいたずらに何日も避難を先延ばしにし、逆に被曝を強いることになるのではないかと考えることも当然だろうと思います。IAEAでも、福島第一原発事故の避難状況の報告では、「屋内退避区域においても自主的に避難した住民がいる。屋内退避区域においては、期間が長期に及んだこと、自主的避難を希望する人が増加していること、商業、物流等に停滞が生じ、社会生活の維持が困難となりつつあること、今後の事態の推移によっては放射線量が増大し、避難指示が出される可能性も否定できないとの実情であった」と言っていますが、これらを踏まえながら、屋内退避が被害を減らすことになるのか、このことについて執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 内部被曝と外部被曝の両方を回避でき、かつ容易に実施できる屋内退避は、本市における避難行動として最も実効的な緊急的防護措置であると捉えており、実施することにより被害を減らせるものと現在は考えております。

なお、原子力災害については、国を初めさまざまな専門機関で研究・調査が進められておりますので、原子力災害の危険性は十分認識しておりますので、今後ともこれらの動向を注視してまいります。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 今の質問と答弁の中で、執行部の方もある程度理解はされているんだろうというふうには思います。屋内退避で事足りるというふうなことから、もう一歩、二歩、具体的に検討されて、実際に住民の生命と財産を守るためにはどうしたらいいのか具体的に考

えていく、これが今求められているのではないかというふうに思います。

次に、東海村の再処理施設事故の想定について質問いたします。

現在の名称は、再処理技術開発センターと言います。施設は1977年から再処理を開始し、原発の使用済み核燃料からプルトニウムやウランを取り出し再利用する国の核燃料サイクル政策の中核でしたが、福島第一原発事故後、新規制基準への対応に巨額の費用がかかるため、機構は2014年に廃止を決定し、18年に認可されました。これまで1,140トンの使用済み核燃料を再処理していますが、計画では廃止完了まで70年かかり、これから費用が1兆円かかると言われていました。

問題は、再処理により施設内に約400立米、約430京、京というのは兆の1万倍、ベクレルの高レベル放射性廃液があるということであります。青森県の六ヶ所村にもございますが、ここは240立米でございますので、この400立米の大きさがわかると思います。その量は、100万キロワット級の原発、東海第二原発が110万キロワットですから大体同じ、この原発が6基から7基分の核廃棄物に相当すると言われていました。

原子力問題に詳しい山崎久隆氏によると、原子力規制庁が2013年に発表した再処理施設における潜在的ハザードに関する実態把握調査報告書案に、「水素早期機能喪失後、11時間から140時間で水素の爆発範囲の下限値である4%濃度に到達する」と書いています。つまり、安全装置が停止すると、11時間後に爆発する可能性がある、危険性があるという意味になるのであります。ちなみに、再処理施設には津波対策の防波堤はございません。

再処理施設というものがいかに危険なものか。1957年、旧ソ連時代にマヤーク再処理施設で発生した爆発事故があります。原子力事故・故障の評価の国際的尺度INES、イネスで上から2番目のレベル6、「大事故」と判定され、ウラル核惨事とも呼ばれています。広大な立入禁止地域が設定され、住民避難も行われましたが、冷戦期であったため、情報が謎に包まれています。

旧西ドイツでは、1976年にバックースドルフ再処理工場の建設計画を立てた際、重大事故時の放射性物質の拡散シミュレーションを実施し、ヨーロッパ全域に核の被害が及び、最終的死亡者数は西ドイツ全人口の半分に上る可能性があるとして、計画中止に至ったそうです。

このような危険な施設に対し、我が国の原子力災害対策指針は2017年にUPZの範囲をわずか5キロメートルに逆に縮小してしまいました。再処理施設は、実は牛久市との位置関係で言うと東海第二原発より牛久市に2.6キロメートルほど近くなっております。東海再処理施設の事故と牛久市への放射能汚染の危険性について、そしてこの東海再処理施設の事故の大きさ、このことについてどのように考えているのか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 東海再処理施設は、使用済み燃料を再資源化するとともに、再利用できない放射性廃液のみを加工して固め、処分することにより、高レベル放射性廃棄物の量を減少させることを主な目的とした施設です。

同施設は、IAEA、国際原子力機関が定めるハザード分類Ⅱに該当する施設であり、施設から5キロメートル圏内が緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZに設定されている状況でございます。

なお、同施設が保有する放射性廃液は、高レベルの放射性を有しており、常に冷却しておく必要があるもので、この冷却機能の維持についてはさまざまな安全対策が講じられているところですが、しかしながら、原子力発電所同様、万が一重大な事故が起きてしまった場合は、放射性プルームによる当市への影響も完全に否定できないものであると認識しております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 牛久市として、この再処理施設の事故に対する対応についてはどのような考えを持っているのか、お聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 先ほどからお答えしておりますとおり、この施設における事故についても東海第二原発と同様に屋内退避が最善の方法だと考えております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 住民の生命と財産を守るという自治体の責務を考えると、屋内退避を最善の策と考えるというふうなことでいつまでも進めていくというのは大変問題があるのではないかとこのように思うわけですが、市長、この問題について今後種々検討していく必要があるのではないかとこのように思うわけですが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 福島事故がありまして、まずどのような対応をしたらいいかということで、非常に私も考えていました。今の国からのいろんな情報、そしてどうしたらいいかというのは、まだ情報も薄いことでもございまして、いろんな災害時、人災、それから天災もございまして、天災については我々も常にいろいろと対応策を検討してございまして、このようにものに対応するためにはどうしたらいいかというのは本当にまだ錯綜している状況でもございまして、本当に東海ですと60キロメートルですか、そういう状況なので、そういうことに対しても天災とともにどのような対応をしていくかということを実際に考えていく必要があると私は感じております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 茨城県は、以上のように東海村に原子力事故の危険性を秘めた施設を抱えています。総務常任委員会で視察研修した兵庫県の篠山市は、福井県の原子力発電所から56キロメートルの距離に位置しているわけですが、30キロメートル圏外ですが、事故が発生した際には篠山市にも影響が及ぶ、このような認識で事故対応というものを考えておられません。その一つとして、原子力災害が発生した際に放出される放射性ヨウ素を吸い込むと、喉にある甲状腺にヨウ素が取り込まれ、将来甲状腺がんなどを発症するおそれがあるということがございます。実際に福島県では小児甲状腺がん及び疑いの子供が201人になっており、そのうち165人が手術を終え、164人が実際にがんでありました。そこで、篠山市では2015年度から甲状腺の被曝を防ぐ効果のある安定ヨウ素剤を事前配付しています。生後1カ月以上3歳未満は、ヨウ化カリウム内服ゼリー32.5ミリグラムを1包、3歳以上13歳未満は丸薬50ミリグラムを1丸、13歳以上は2丸という形にしています。安定ヨウ素剤は、3年ごとに入れかえなければなりません。最近、期間が5年以上に延長されるという報道もございました。しかし、その何年かごとに入れかえるということも含め、費用が無駄ではないかというふうな住民からの問いに対し、市長は「無駄になってもいいじゃないか。無駄になって、逆に大いに結構」という市民の安全第一・健康第一の考え方で進めているということでございます。

安定ヨウ素剤の費用は、1丸が6円程度で、安定ヨウ素剤そのものは12万円程度と大きな額ではありませんが、篠山市ではそれを配付する際の説明会開催費、医師への支払いなども含めて、合計592万円かかったそうであります。ちなみに、篠山市の人口は4.24万人、大体牛久市の半分でございます。東海村に原発と再処理施設という危険な施設を控え、原子力災害の危険が及ぶ位置にある牛久市も、市民の、とりわけ子供の生命と健康を守るために、原子力災害に備え、安定ヨウ素剤の配付を考えるべきと思いますが、その必要性について執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による内部被曝を低減する効果がございます。しかし、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素からの防護に限定されること、また服用のタイミングによってはその防護効果が大きく異なることが知られております。

放射性プルームが通過する場合、防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングについて、現在のところ正確に予測することが難しい状況にあることから、適時の服用が求められる安定ヨウ素剤については、UPZ区域外である当市においては効果的に実施可能な防護措置であるとは言えないと考えております。したがって、安定ヨウ素剤の配付が必要であるという認識は現在のところはございません。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) この問題も、屋内退避というものの自体の考え方、あるいはブルームの考え方について、これからさらに検討を加えていくというふうな中で考えていただきたいというふうに思います。このことについては、改めて答弁は必要ありませんが、ちなみにヨウ素剤を牛久で配付する場合、費用を試算したことがあるかどうか、それをお聞きたいします。

○議長(板倉 香君) 市民部長高谷 寿君。

○市民部長(高谷 寿君) 安定ヨウ素剤の配付については、先ほどの答弁のとおりでございます。UPZ区域外である当市において、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えないことから、配付に係る必要経費の試算は現在のところ行っていない状況です。

なお、今後の国際的な基準の見直しや、国を初めとするさまざまな専門機関による原子力災害の研究あるいは調査の進展により、状況に変化が生じる場合もございます。原子力災害対策については、今後の動向を常に注視し、必要に応じて柔軟に対応していかなければならないものと認識しております。以上です。

○議長(板倉 香君) 杉森弘之君。

○6番(杉森弘之君) 次の質問に移ります。

2番目の質問は、子供の生命と権利を守るためにであります。

周知のとおり、千葉県野田市の小学校4年生の女子児童が1月24日、自宅で遺体となって発見されました。父親が虐待、暴力の疑いで同日逮捕され、2月4日に母親も共謀の疑いで逮捕されています。亡くなるまで親から受けた女子児童の恐怖と苦痛を考えると、言葉がありません。

2017年夏に沖縄県糸満市から野田市に転居後、ほどなく父親の母親に対する暴力の疑いを野田市が把握しました。そのとき、柏児童相談所も含めて児童を「要保護児童として見守りが必要」と認定したといえます。しかも、亡くなった児童は同年11月に学校のアンケートや聞き取りで、自分や母親に対する父親からの暴力、虐待を打ち明け、助けを求めています。

そこで、牛久市では小中学校で家庭内暴力についてのアンケート、聞き取りが行われているのかどうか、行われているとしたら、その頻度、内容、方法についてまず質問いたします。

○議長(板倉 香君) 教育長染谷郁夫君。

○教育長(染谷郁夫君) 黒木議員の質問にもお答えしましたように、教育委員会としましては市内全ての児童生徒に年2回、「自分の自己肯定感をどう捉えているか」「自分の所属する学級の満足度をどう捉えているか」といった内容の調査分析を学校とともにしています。

また、アンケートの頻度は各学校によってさまざまですが、少ない学校で年に2回、多い学校では毎月実施しています。

内容についても学校によってさまざまですが、いじめに関する質問事項はどの学校にも入っ

ています。例えば「人にいじめられたり、いじめられそうになったことはありますか」「ほかの友達がいじめられているところを見たり聞いたりしたことがありますか」といった内容です。

アンケートは記名式がほとんどで、虐待やいじめを疑う記入があった場合は、必ず担任等が聞き取りを実施し、内容は管理職に報告しています。

野田市の教育委員会も、このいじめのアンケート結果で虐待が発見されたという経緯を聞いております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 牛久市では、小中学校で保護者等の暴力の疑いを認定した場合、どのような対応をしているのか、相談機関等はどのようにしているのか、伺います。

また、実際に小中学校で確認した虐待の件数、事例について伺います。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 保護者の暴力の疑いを認定した場合は、児童相談所への通告が原則です。ある学校では、登校した子供を見たところ、体のいろいろな部分にこぶやあざを発見しました。子供に聞き取りをしたところ、親に殴られ、怖いと訴えました。学校は虐待と判断し、親に確認をとりました。親が殴ったことを認めたため、学校が児童相談所へ通告し、同日、児童相談所の虐待班によって一時保護となりました。

親が子供を殴った理由は、子供がうそをついたことが原因でした。実はこの親も自分の親から虐待を受けて育っており、自分の子供へのかかわり方が虐待に当たることを理解していませんでした。虐待の連鎖が起こっていたというケースです。

その後、児童相談所やこども家庭課が親に指導を継続した結果、今までのかかわり方が虐待であることを理解し、かかわり方を変えることを約束しました。子供も親との生活を望んでいたため、一時保護は1カ月程度で解除となり、一緒に生活を送れるようになりました。一時保護が解除となっても、すぐに終結とはなりません。学校やこども家庭課、また児童相談所などの関係機関が連携を図って、本人や親の状況を確認し、二度と同じことが起こらないように支援をしてきました。

ほかにも幾つかありますが、全てこども家庭課や児童相談所とともに対応しています。

今後も学校が虐待発見の最前線であるという認識を持ち、関係機関と相互に連携・協力しつつ、早期発見・早期対応に努めてまいりたいと思います。

今年度、ここまで学校で発見した、聞き取った虐待の件数は、9件ありました。父、母からの虐待、父親からの暴力、ネグレクト、それから外国人の親からの暴力、ネグレクト、それから性的な虐待等々で、9件の事実を確認しているところです。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 野田市では、アンケートの直後に児童は児童相談所に一時保護されましたが、約20日後に解除されてしまいました。その後、立入権を持つ児童相談所が虐待や暴力を重く見ず、学校任せにした罪は重いものがあります。そして、2018年1月、教育委員会の担当者が父親の恫喝に屈して、児童のアンケートのコピーを渡してしまったことは遺憾きわまりないものであります。教育委員会を恫喝する父親が児童に対してどれだけ恐怖と脅威を与えているのか、教育委員会が受ける脅威はそのとき限りでも、子供は親から逃げられません。謝罪して済む話ではないだろうと思います。

そこで、牛久市の場合、保護者等からの恫喝、威圧的態度があった場合、どのような対応をしているのか、どのようなマニュアルがあるのか、その場合の相談機関はどうなっているのか、質問をいたします。

○議長（板倉 香君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 保護者から恫喝、威圧的態度があったとしても、とにかくそれに屈しないということが大切だと考えます。子供の安心・安全を第一に考えれば、保護者の方の要求や要望を安易に受け入れることはできません。それでも恫喝をやめない保護者に対しては、警察の協力を仰ぐこともございます。

虐待案件ではないんですが、過去に学校に対して不当な要求をして、大声を出しながら校内を歩き回り、子供たちを不安にさせるような保護者がおりました。教員がそれをとめようとして、もみ合いになったこともありました。そのときには、警察に対応してもらおうと同時に、牛久市の顧問弁護士にも相談し、助言をいただきました。また、ある学校では、家庭訪問の際、先生が保護者につかみかかられるという事案もありました。また、毎日数時間にわたる電話や要望をいただいているケースもあります。このように、学校ではいじめ、不登校、事故等さまざまな問題はますます多様化しています。

また、子供の問題行動の背景には、心の問題、家庭や友人関係、地域など日常生活における環境上の問題があります。親からの虐待のように学校が原因ではないケースも少なくないし、貧困問題や地域の問題等、原因が学校の外に深く大きく広がり、しかも複雑に絡み合っています。

一方、働き方改革の中で、教員の専門性を授業などの子供に向き合う時間にいかに集中させることができるかも課題になっています。

こうした中でも、子供の最善の利益を図ることが学校の使命であり、子供の問題と保護者の問題は必然的に一体の問題として取り扱わざるを得ないのが現実です。また、学校で起こる問題は1回限りではなくて、変化しながらも常に継続しています。そうしたことから、関係機関との連携を図りながら、保護者との信頼関係を絶やさないように配慮し、子供にとって最善の

ことは何かを常に考えて、対応していきます。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 子供の虐待に関し、担当部局の職員の責任を問うことはもちろん必要ですが、再発防止は制度的に整えなくてはなりません。そして、マニュアル的なものも必要ですが、職員の中だけでノウハウ的に徹底するだけではなく、子供の権利について職員と市民に理解を広める意味でも、国連の「子どもの権利条約」を条例化することが必要ではないでしょうか。

昨日の同僚議員の質問への答弁で、虐待の相談件数が昨年度倍増しているとのことですが、この間の悲惨な事件の連続により、市民の間に児童虐待への意識が高まってきていることもあるかと思われます。市民に子供の権利を正しく理解してもらうために、条例化を考えるべきだと思います。

国連の「子どもの権利条約」は、4つの一般原則から成り立っています。すなわち、第1に「生命、生存及び発達に対する権利」、つまり、命を守られ成長できること。第2に「子供の最善の利益」、子供にとって最もよいこと。第3に「子供の意見の尊重」、意見を表明し参加できること。第4に「差別の禁止」、いかなる差別もしないということです。

既に2014年段階で39自治体が条例を制定していますが、最近東京都も作成したことが報じられています。特に川崎市の「子どもの権利条例」は、多くの市民や子供たちの声でつくられ、子供も1人の人間、つまり権利の主体であるとして尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていこうという思いでつくられています。条例は、前半が理念をまとめ、後半は子供の生活の場に応じた権利保障のあり方や具体的な保障の仕組みを定めています。大変具体的で、参考になるのではないかと思います。牛久市では子供の権利条例について現在どのような見解を持っているのか、質問いたします。

○議長（板倉 香君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長（藤田幸男君） 子供の権利に関する条例につきましては、川崎市などは子供の権利に関する総合的な条例として制定をされております。また、東京都では虐待対応件数が年々増加しており、痛ましい死亡事例も発生していることから、社会全体で子供への虐待防止の取り組みを進めるため、「子どもへの虐待の防止等に関する条例」の制定に向けた準備が進められております。

条例制定の効果といたしましては、体罰をしつけとして捉えるような親への啓発的效果は期待できるものの、罰則規定もないため、深刻な虐待をする親への抑止力にはならないことなどが課題とされております。

虐待の防止には、親の抱える問題を解消することが欠かせないことから、茨城県におきまし

ては児童福祉司の配置を手厚くするなど、児童相談所の機能強化のための組織体制の変更を予定しており、市におきましてもこども家庭課に配置しております家庭児童相談室の充実を図り、虐待防止に向けた取り組みを強化してまいります。

現在、国におきましても児童虐待防止に向けた対応としまして、親から子供への体罰禁止を明記する児童虐待防止法の改正に向けた検討が進められているところであります。

条例の制定につきましては、今後の国の動向や先進自治体の調査研究を行いながら、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 子供の虐待ということについては、やはり基本は子供の権利というものに対する無理解、例えば一家心中などということも、最近は余りなくなりましたが、ひところ見かけてきているわけですが、自殺自体がいいのか悪いのかということは別にして、親が死にたいということと子供を巻き添えにするということを同列で置いてしまう、親が子供を所有物であるかのように扱ってしまう、考えてしまう、こういった子供の権利に対する無理解というのが、やはり日本ではまだまだ色濃く残っているのではないかというふうに思うわけであります。その意味でも、この牛久市で子供の権利という問題をもっと鮮明にしていこうということが必要なのではないかというふうに思います。

また、今回の事件では保護者からの恫喝、恐喝、そういったものがあったわけですが、教育委員会の担当者を初めとする関係者の心にも深い傷を負わせ、彼らが今後つらい思いを抱えていくのは容易に想像できます。彼らの責任を問うことは一方では必要ですが、もう一方で彼らの深い傷というものにも目を向ける必要があるのではないかと思います。当たり前のことですが、職員は万能ではありません。このような威圧的あるいは暴力的な要求があった場合、牛久市ではどのような対処をするようにしているのか、マニュアルなどがあればお示しいただきたい。

また、単にマニュアル的なものにとどまらず、パワハラ防止条例と同様に威圧的な、あるいは暴力的な要求は不当、違法なことであること、そのような要求がされた場合にははっきりと断ることができることを市民にも理解を広めてもらう、そういったことが必要なのではないか、そのための条例化というものももう一方で必要なのではないかと思います。

この点で参考になるのが、韓国ソウル市で2014年に施行された「ソウル特別市感情労働従事者の権利保護等に関する条例」です。日本では聞きなれない「感情労働」という言葉ですが、その定義は「顧客対応など業務遂行過程において自分の感情を抑えて、自分が実際感じる感情とは異なる特定の感情の表現をしないといけないこと」、これを感情労働と定義づけています。この条例は、感情労働従事者、つまりソウル市の場合はソウル市の職員ということにな

りますが、環境改善計画、実態調査、権利保障教育等を定め、禁止行為として「暴言、暴行、無理な要求などの行為」「セクシャルハラスメント」「感情労働従事者の業務を妨害する」という3つを定め、これを実現するために次の4つの保護措置を定めています。第1に、当該顧客からの分離または感情労働従事者が十分に休憩する権利を保障すること。第2に、感情労働従事者に対する治療及び相談を支援すること。第3に、刑事告発または損害賠償訴訟など必要な法的措置を行うこと。第4に、その他に感情労働従事者の保護に必要な措置をとることなどです。同法については、労災請求、特に精神障害の労災請求がトップである254件に上る介護福祉の業界も関心を持っています。

介護のネット、介護ラブは、介護業界も感情労働であるとし、「日本と韓国では社会的背景や国民性など違いは多いかもしれませんが、感情労働につく人々の精神的健康と、そうした人々が人間らしく働ける環境の確保は万国共通の課題であることは明らかです」と主張しています。感情労働従事者である市職員の権利保護に関する条例化について、市の見解をお聞きます。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） クレームなどの行為への対応につきましては、庁内で実施いたしますクレーム対応能力向上のための研修や外部研修などの受講によりまして、職員の能力向上を図っております。また、複数の課にまたがるような悪質なクレームに対しましては、庁内で対応を検討し、統一した対応を図っております。

今後は、今年度実施いたしましたクレームに対する対応を中心とした接遇研修の講師に御紹介をいただきましたクレーム対応マニュアルを策定している市の事例を参考に、マニュアルなどの策定を検討してまいります。

また、条例化ということですが、現在、要綱ではございますが市に対する暴力行為、脅迫またはこれに類する行為を用いて不当な要求をする行為、乱暴な言動等により職員の心身に不安を抱かせたり、正当な理由なく職員に面会を強要する行為、正当な権利行使を装い、社会常識を逸脱した手段等により不当な要求をする行為等々のものに対しまして、副市長を委員長に教育長、全部長からなります不当要求行為等防止対策委員会を設けておりまして、こちらで対応をしているところでございます。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） マニュアルあるいは要綱というものを整備していくということは大変大事なことであると思います。同時に、私はこれは単に市の職員内での認識ということだけではなくて、市民にもそういった問題についてどのように考えるのかということについて認識を広めてもらう、そういう意味合いでもこの条例化というものが大切なのではないかというふう

にも考えます。

次に、3つ目の質問に移らせていただきます。非正規雇用職員の処遇改善についてであります。

私は、昨年6月の定例会で非正規雇用職員の問題を取り上げましたが、まず最新の正規雇用職員と非正規雇用職員の数、正規雇用職員数の過去5年間の推移、そして今後5年間の正規雇用職員の定年退職予定者数、また近隣市町村との比較を聞きます。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 常勤職員の人数は、平成30年4月1日現在、総務省の定員管理調査の355名に、再任用職員17名、特別職や派遣職員10名を加えますと、382名となっております。

非常勤職員につきましては、審議会の委員等を除きました特別職非常勤職員が188名で31%、一般職非常勤職員が413名で68%、臨時職員が6名で1%、合計延べ607名となっております。

常勤換算での常勤職員と非常勤職員の構成割合は、同じく昨年4月1日現在で常勤職員52%、非常勤職員48%となっております。

近隣の龍ケ崎市との比較でございますが、平成30年4月1日現在の常勤職員数は、特別職等を含め牛久市の382名に対しまして龍ケ崎市は442名、非常勤職員につきましては、任用職種、形態が市により異なるため、単純な比較はできませんが、週20時間以上勤務する職員数で特別職非常勤職員が牛久市は45名、龍ケ崎市は222名、一般職非常勤職員が牛久市は263名、龍ケ崎市は67名、臨時職員が牛久市は6名、龍ケ崎市は18名であり、非常勤職員等の合計で牛久市は314名、龍ケ崎市は307名となっております。

定年退職者の数ですが、今年度9名、31年度に15名、32年度25名、33年度15名、34年度15名となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 25名というのがピークですかね。はい。

2020年4月1日導入と言われていた会計年度任用職員制度であります。総務省マニュアルのスケジュールによれば、この3月定例会で条例が制定され、今春から募集開始となっておりますが、実際にはおこなわれているようです。

昨年6月定例会で、私は給料水準について「マニュアルによれば、フルタイムの会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務給の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるとしてはいますが、牛久市はどのように考えているでしょうか」と質問しました。執行

部は答弁で「現段階では検討はしていませんが、総務省のマニュアルに基づいて考えていきたいと考えています」と答えています。

昨年10月には、総務省マニュアルの改訂版が出されたところでございます。その中で、Q&Aの間17の2では「パートタイム会計年度任用職員の報酬水準決定に当たり、在勤する地域を考慮することとされているが、具体的にはどのように取り扱えばよいか」との問いに対し、「常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員に地域手当が支給されている場合、パートタイム会計年度任用職員について地域手当相当分を報酬単価に加味して支給すべきものと考えられる」と答えています。また、「期末手当については、任期が相当長期にわたる者に対して支給する必要があります。この場合において「相当長期」とは、会計年度任用職員の任期が最長でも1年であることを踏まえ、6カ月以上を目安とする」と述べています。

この間の検討を踏まえ、一定の具体化、方向が生まれているのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 会計年度任用職員の給与水準の考え方につきましては、杉森議員のおっしゃるとおり、フルタイムの会計年度任用職員の考え方として、総務省が示すマニュアルの中で「フルタイムの会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務給の初月給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべきもの」と示されております。

「職務の級」は、職務の複雑さ、困難さと責任の度合いに応じるものであり、総務省から示されましたマニュアルや質疑応答を参考といたしまして、近隣市町村の動向や現在の牛久市の実情を考慮した上で検討してまいりたいと考えております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 非正規雇用職員の休暇制度、例えば夏季休暇、忌引、病気休暇などは今どのような状況でしょうか。それらは有給になっているのかも含めてお聞きいたします。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 会計年度任用職員に付与いたします休暇につきましては、大きく分けまして法令等により必ず付与しなければならない休暇、国の非常勤職員との均衡から付与すべき休暇、常勤職員との均衡から検討すべき休暇がございますが、国の非常勤職員に付与される休暇を基本としつつ、常勤職員との均衡から検討すべき休暇については個別に検討してまいりたいと考えております。

夏季休暇につきましては、現在非常勤職員にはございません。忌引休暇は、常勤職員と同じ

日数で有給となっております。以上です。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 先ほども出ましたけれども、常勤職員の大量の定年退職を控えて、常勤職員募集の強化は切実な問題です。その面で、非正規雇用職員の常勤職員への採用は、業務能力の上でも、要員数確保の上でも大変有効ではないかと考えます。一方で、この間、長期にわたり大量の非正規雇用職員を雇用してきた中で、非正規雇用職員で常勤職員への採用を希望しても、年齢制限で応募できない等の実態もあると聞いています。低い年代の人数が極端に少ないという現状は理解できますが、年齢で排除するというのは不適切かとも思います。総務省マニュアルにおいても、年齢制限を設けることはできないとしています。非正規雇用職員の正規雇用化の促進の経過と今後について、年齢制限の現状、年間目標などについて伺います。

○議長（板倉 香君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 地方公務員法では、職員の採用に当たりまして平等取り扱いの原則、成績主義の原則などが定められておりまして、また、受験の資格要件につきまして「職務遂行上必要であって最小かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする」とありますことから、現在勤務する職員のみを対象とした採用試験は実施しておりません。

現在、非常勤として勤務する職員が常勤職員となるためには、受験資格に合致する採用試験に合格することが必要となります。

今年度実施いたしました職員採用試験におきまして、公務員経験者を対象といたします募集では、昨年度36歳までであった年齢要件を、今年度2回目には45歳まで拡大し、実施しております。

また、現在、牛久市の非常勤職員を常勤職員として採用する目標数などは設けておりません。

あと、済みません、先ほどの杉森議員の質問で、5年間の職員数が漏れておりました。これは定員管理の数字ではございますが、平成25年度が354名、平成26年度が350名、平成27年度が340名、平成28年度が350名、平成29年度が346名、平成30年度が355名となっております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 会計年度任用職員制度関係条例案の上程のスケジュールなど、今後の見通しについて最後に伺います。

○議長（板倉 香君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 会計年度任用職員に関する条例の上程時期につきましては、内容について十分に検討し、条例規則に関して制度設計を行い、職員組合と協議した上で、平成31年第3回牛久市議会定例会に上程を予定しております。

○議長（板倉 香君） 杉森弘之君。

○6番（杉森弘之君） 以上で私の質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（板倉 香君） 以上で6番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時12分延会